

家畜衛生情報

(H17.6.27)

茨城県で高病原鳥インフルエンザが発生しました！ 予防対策の再点検をしましょう！

発生概要

茨城県水海道市 採卵養鶏場（25,000羽飼養）

4月～6月に産卵数減少、計800羽が死亡。

5月に民間検査施設に簡易検査を依頼。

6月24日、鳥インフルエンザウイルス分離。茨城県に通報。

6月26日、動物衛生研究所の検査で、国内初のH5N2型の鳥インフルエンザウイルスを検出。

6月27日、発生農家での全羽殺処分及び半径5km以内の周辺農家の移動制限の実施。

今回発生したH5N2型は弱毒性の高病原性インフルエンザで産卵率の低下、若干の死亡鶏の増加程度の症状でした。

以下の予防対策を行いましょう！

- 1 養鶏場での野鳥対策強化
鶏舎の開口部等に防鳥ネットを張り、スズメ、カラス等の野鳥が舎内に入り込まないようにする。
- 2 養鶏場内のネズミ、イタチ類、さらにハエ、ゴキブリ等の衛生害虫対策を強化
- 3 給水用の水は飲用に適した物か、消毒した物を用いる
少なくとも野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を直接鶏に与えない
- 4 消毒の徹底
養鶏場の出入口や鶏舎内の出入口には、消毒槽を常備して、車両、器具、従業員等の消毒を徹底する。部外者の農場内侵入を厳しく制限する。
- 5 日常の観察の徹底
鳥インフルエンザの蔓延防止のためには、早期発見が極めて重要なことからモニタリングを継続し、日常の健康観察を徹底して、鶏群の異常をできるだけ早期に把握する。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。